

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第4回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年12月16日(火) 14:44～15:11

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、関口 博正、
長田 三紀（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について【諮問第3004号】

(2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定について）【諮問第3006号】

開 会

○根岸部会長　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会を開催いたします。本日は委員6名、臨時委員2名の合計8名中7名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件です。

初めに答申事項より審議いたします。諮問第3004号、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について、審議を行います。

本件は、総務大臣から諮問を受け、10月28日開催のこの部会におきまして審議を行い、11月27日までの間意見募集を行いました。本件につきまして、ご説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それではお手元の資料4-1に基づきまして、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

まず表紙から3枚目、改正省令の概要資料をご覧ください。この概要資料にございますとおり、本年6月から10月まで「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」を開催いたしまして、10月に報告書が取りまとめられたところですが、この報告書におきまして、専用役務について、まず第1にプライスキップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこと、第2に指定電気通信役務損益明細表において、引き続き収支の開示を義務づけることが適当との考え方が示されたところです。本件は、この報告書の趣旨を踏まえて行う電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について、ご審議をいただいているものです。

次に、横長の別紙の資料をご覧ください。本件に関する意見及びそれに対する考え方をまとめたものです。本件に関する意見が2つございます。

まず第1に、電気通信事業法施行規則の一部改正についてですが、意見1として、N T T東西の提供するF T T Hアクセスサービス及びひかり電話サービスの特定電気通信役務への追加について、早急に具体的な見直しの議論を開始し、結論を得次第、特定電気通信役務へ追加するべきというご意見です。これに対する考え方といたしましては、ご指摘の点について、F T T Hアクセスサービス及びひかり電話ともに、加入電話と比較して契約数に開きがあるものの、利用者の範囲に鑑み、今後、単に契約数だけではな

く、利用者層が広いこと、または契約数の急激な増加トレンドが伺えること等を踏まえ、特定電気通信役務として整理することについて検討することが適当と考えられるとしているところです。

次に、電気通信事業会計規則の一部改正についてですが、意見2といたしまして、専用役務について、特定電気通信役務の対象外とされた後も、当該役務に係る個別の会計結果の開示を求めることは必要な措置であり、本事業会計規則改正案の内容に賛同というところでございまして、賛同意見として承るということです。

1枚戻っていただきまして、本件省令に関する答申書の案です。内容につきましては、この答申書（案）にあるとおり、本件、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、今ご説明いたしました別紙のとおりであるとしているところです。以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、ご意見がございませんでしたので、諮問第3004号につきましては、お手元の案のとおり答申いたします。

それでは、次の案件の審議に移りたいと思います。諮問第3006号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定）について、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　　それでは、資料4-2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。1ページの申請概要ですが、本件はNTT東西の専用線等の実際費用方式を適用する平成21年度の接続料及びその他手数料等の改定等を行うものです。

2ページ以降が、主な変更内容についてです。まず接続料についてですが、1の（1）の表が、実績原価方式を適用する平成21年度接続料の改定額及び改定率をまとめたものです。この表にあるとおり、平成21年度の接続料は、NTT東日本で全体で2.9%の増加、NTT西日本で全体で1.2%の低減となっているところです。1の（2）が、平成21年度の主な接続料と現行接続料との比較をした表です。この表にあるとおり、NTT東日本の高速デジタル専用線、デジタルアクセス、メガデータネット、ドライカップ、それぞれ現行接続料と比較して増加をしているところです。これ

につきましては、いずれも費用の減を需要の減がかなり上回っていたため、接続料水準が上昇したものです。

3 ページは、平成 20 年度で算定期間が終了する将来原価方式に係る接続料についてでございます。この表にあるとおり、光信号伝送装置、いわゆる GE-PON、それから地域 IP 網の 1 G b p s タイプの収容局接続、10 G b p s タイプの収容局接続、1 G b p s タイプの中継局接続に関する接続料、それから戸建て向け FWA に関する接続料、それぞれ現在は将来原価方式により接続料が算定されてきたわけですが、平成 20 年度に算定期間が終了するため、平成 21 年度の接続料は、平成 19 年度の実績原価に基づき算定しているところです。

次に回線管理運営費の算定についてです。回線管理運営費につきましては、平成 16 年度から平成 20 年度までの再計算において、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、全役務において発生する費用、ラインシェアリングのみで発生する費用、ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定してきたところです。平成 21 年度におきましても、同様の方法により算定しているものです。

次に 4 ページ、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係るき線点 RT-GC 間伝送路費用の減算についてです。公衆電話機能の接続料原価につきましては、当該機能に係る NTS コストを段階的に加算することが可能とされたわけですが、他方、平成 20 年 2 月に改正された接続料規則におきまして、NTS コストのうちき線点 RT-GC 間伝送路費用について、公衆電話機能に係る費用を含め、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入も可能とされているため、公衆電話機能を利用する接続事業者は、当該機能の接続料原価から本来控除されるべきき線点 RT-GC 間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うおそれが生じていた、いわゆる二重の支払いが生じるおそれがあったということです。このため、平成 20 年 1 月 29 日付け情報通信審議会答申におきまして、「公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 RT-GC 間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討することが適当」とされたところございまして、この答申に基づき、接続料規則等の改正案を本年 11 月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問をさせていただいたところです。

今回、この答申の趣旨を踏まえまして、平成 21 年度接続料では、NTS コストのうちき線点 RT-GC 間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への不参入

分、具体的には5分の2を加算して算出しているところをごさいますて、平成21年度の接続料は、この表にあるとおりです。

次に5、貸倒率の改定についてです。接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされているところです。平成21年度接続料については、平成19年度にNTT東日本及びNTT西日本において貸倒実績が発生したことから、貸倒率を改定するものです。具体的には、5ページの一番上の表にありますとおり、NTT東西それぞれ、貸倒率を設定しているところです。

次に6、接続料に関するその他の事項についてです。(1) DIAL104に関する遡及精算規定の追加についてですが、番号案内先への通信実現機能、いわゆるDIAL104の接続料につきましては、平成19年7月から適用しているところですが、現行の接続料が平成16年度の実績に基づき算定されており、平成22年度接続料における調整額が過大となるおそれがあるということですので、これを避けるため、平成20年度利用分について、平成19年度の実績に基づいた接続料により遡及精算を行う規定を追加するものです。

(2) 網改造料等の接続料算定に用いる耐用年数の変更についてです。平成20年度の税制改正により、デジタル交換設備の法定耐用年数が6年から9年に、蓄電池設備等の法定耐用年数が6年から8年に変更になったところですが、NTT東西の財務会計上の耐用年数は、いずれも6年のままとなっているところです。したがって、網改造料等の接続料算定におきましては、このNTT東西の財務会計上の耐用年数を利用する旨の規定を追加するものです。

(3) DSM-I機能の廃止についてです。DSM-I機能は、※印にありますとおり、多重化された複数の入力信号間において、1.5Mbps単位で任意の方路設定を行うことを可能とする機能です。平成13年12月にアンバンドルして、接続料設定をしたところをごさいますて、その後、接続事業者1社のみが利用していたところですが、平成19年11月に当該事業者による利用が中止され、今後も他の接続事業者による利用見込みもないことから、接続約款から関連する規定を削除するものです。

(4) 光信号電気信号変換機能、いわゆるメディアコンバータの平成21年度接続料の設定についてです。NTT西日本における1Gbpsタイプのメディアコンバータについては、平成20年度接続料は1年間を算定期間として、網改造料の算定式に準拠し

て算定したところですが、平成19年度に利用実績がなかったことから、平成21年度接続料についても、1年間を算定期間として同様の方法により接続料を算定するものです。具体的な接続料につきましては、6ページの変更後の接続料と書いております表にあるとおりです。

次に、参考資料といたしまして各機能の主な平成21年度の接続料についてまとめた資料をおつけしているところです。

続きまして、9ページをご覧ください。工事費・手続費及びコロケーション料金等についてです。まず1、工事費・手続費の改定についてです。(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金についてですが、平成21年度接続料につきましては、この表にあるとおり改定するものです。

(2) 減設工事の施行結果確認等に係る手続費の設定については、接続事業者が設備を撤去する際の減設工事の施行結果確認等に係る費用について、接続事業者のご意見も踏まえ、単金化した料金を今回設定することといたしております。

次に10ページ、(3) ひかり電話発信に対する料金回収手続費の設定についてです。着信側の接続事業者が料金設定を行っている電話サービスの料金回収手続費について、これまで固定電話や携帯電話等に係る手続費のみを設定していたところですが、今回新たにひかり電話に係る手続費を設定するものです。なお、ひかり電話の料金回収に使用するシステムは、固定電話等の料金回収に使用するシステムと一部異なることから、料金算定においては、使用するシステムごとに回収手続費を設定することとしているところです。

(4) 実績に応じた作業時間の変更についてです。これは一般番号ポータビリティ申し込み受け付けシステムの機能追加に伴う作業環境の変化等に伴い、ルーティング番号変更工事費及び同一番号移転可否情報調査費について、作業時間の変更を行うものです。また、本年3月に追加した光ファイバ接続工事等における時刻指定手続費についても、今回実績を踏まえて作業時間の変更を行うものです。これについては、NTT東日本のみの変更となっているところです。

次に2、管路・とう道等の料金の改定についてです。(1) 管路・とう道の料金ですが、この表にございますとおり、今回変更を行っております。次に11ページ、(2) 電柱使用料につきましても、この表にありますとおり、平成21年度の適用額として、それぞれ低廉化が図られているということです。

最後に、個別負担の接続料、いわゆる網改造料等の算定に用いる諸比率の改定についてですが、この表にございますとおり、取得固定資産価額の算定に係る比率、年額料金の算定に係る比率、電力設備に係る設備管理運営費比率及び取付費比率、それぞれ表にあるとおり変更を行うものです。

以上が、本件の概要です。12ページ、13ページが審査結果ですが、この表にございますとおり、審査事項2、6、8、16、18のそれぞれに照らして審査結果を適しているところをございまして、本件につきましては認可することが適当ではないかと考えているところです。

続きまして、参考資料に基づきまして、接続料と利用者料金の関係、いわゆるスタックテストの検証結果について、ご説明をさせていただきます。1ページにございますとおり、接続料と利用者料金の関係、いわゆるスタックテストに関しましては、平成19年7月にスタックテストガイドラインを策定いたしまして、このガイドラインに基づいてスタックテストを行っているところです。

2のガイドラインに基づく検証の実施方法のところにございますとおり、スタックテストにつきましては、まず接続料を設定する事業者が実施するスタックテストに加えまして、2ページの(2)にございます総務省が実施するスタックテストを行っているところです。総務省が実施するスタックテストにつきましては、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時におきまして、検証区分及び対象範囲を毎年度決定した上で検証を行っているところです。具体的には、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証をサービスブランドごとに行っているところをございまして、具体的な基準といたしましては、検証区分ごとに利用者料金収入と接続料収入との差分、いわゆる営業費相当分が営業費の基準値、具体的には利用者料金収入の20%を下回らないものであるか否かを検証しているものです。

3が検証結果ですが、今回の検証におきましては、ガイドラインに基づき、Bフレッツ、フレッツ・ADSL、メガデータネッツについて、NTT東西に対しそれぞれ検証に必要な資料の提出を求め、検証を行ったところです。検証結果は、3ページの表にあるとおりです。3ページ、検証結果に対する総務省の考え方ですが、上の表にございますとおり、Bフレッツ、フレッツ・ADSL、メガデータネッツそれぞれにつきまして、NTT東西ともに営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、すべてのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っているということで、接続料が不適正であ

るとは認められないのではないかと考えているところです。以上です。

○根岸部会長　ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○酒井部会長代理　資料４－２の３ページで、收容局接続１０ギガビットに関しては、東が２年間、西が５年間とありますが、これは、要するに導入実績が違うということでしたでしょうか。

○古市料金サービス課長　はい。これにつきましては、西日本の場合には、当初１Ｇbpsタイプの装置を導入した際に、あらかじめ１０ギガ装置をパッケージに入れることができるようにする形で導入したわけございまして、１ギガから１０ギガに移行した際も、平成１６年４月から２１年３月までの将来原価に基づく接続料で算定できたということです。他方、東日本は１０Ｇbpsタイプの装置に移行する際に、新たに装置を導入したということですので、平成１９年４月に導入した際に、２年間の将来原価で算定したということです。

○酒井部会長代理　わかりました。

○辻臨時委員　資料４－２の２ページですが、(２)の平成２１年度の主な接続料と現行接続料との比較で、ドライカップのタイプ１－１については、西日本が下がっていて、東日本が上がっています。この理由は把握されていますでしょうか。

○古市料金サービス課長　このドライカップの部分につきましては、注２に回線管理運営費を含むとございます。これはドライカップそのものの接続料と回線管理運営費を足し合わせたものですが、例えばNTT東日本につきましては、接続料の分が１,２６１円に、回線管理運営費が６２円、NTT西日本の場合に、ドライカップ接続料が１,３００円に、回線管理運営費が７８円ということです。したがって、ドライカップ接続料自体の水準については、東西とも上がっているということですが、西日本の場合、回線管理運営費が平成２０年度は８９円だったものが７８円に下がっておりますので、全体として減少しているというものです。

ドライカップの接続料の部分が若干上がってしまっている要因といたしましては、先ほどご説明いたしましたとおり、費用は減少しているわけですが、それを上回る形でドライカップの需要が減少しているということですので、分子に比べて分母の減少分が大きくなってしまっているということでございます。

○辻臨時委員　わかりました。

○根岸部会長　これは全体として、2ページの(1)のところの合計を見ればよいというのでしょうか。

○古市料金サービス課長　そうですね。全体としての改定額、あるいは改定率については、1の(1)のところでもとめているということですが、ただ、それぞれ増加しているもの、減少しているものがございますので、それぞれの要因については、機能ごとに見ていく必要があるということです。

特に、高速デジタル、デジタルアクセス、メガデータネッツといったサービスにつきましては、今IP系のデータ通信サービスに急速に移行しているところでございまして、需要が極めて大きく減少しているという影響がございまして、費用はかなり減少しているところですが、どうしても需要の減が効いてきて、接続料水準が上昇傾向にあるという特殊要因がございまして。

○根岸部会長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項、接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、今諮問された案を本日报道発表する他、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、規定どおり2回実施し、1回目は平成21年1月16日までといたします。さらに提出された意見を公表してから、それらの意見について2回目の意見募集を実施し、期間は2週間といたします。

また本件につきましては、接続委員会においてもご検討いただきたいと思っております。その旨をここで決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局の皆様から何かございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議を終了いたします。次回につきましては、別途確定になり次第、事務局より連絡を行うとのことです。以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉　　会